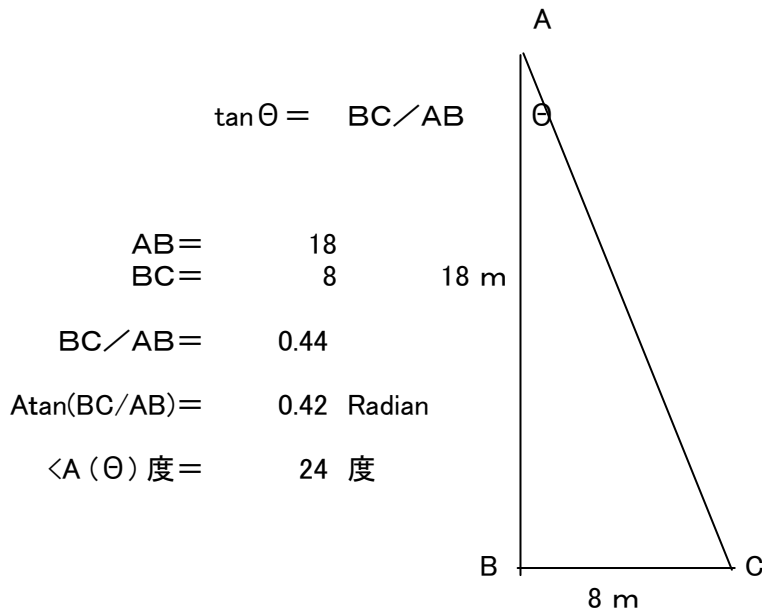


付属計算書

平成XX年XX月XX日
小泉正樹



※最も厳しい基準で計算するために、アンテナの高さは、隣接宅の2階の天井の高さを基準として計算した。
※アンテナの高さを表す図は「6. 自局アンテナ配置図及び周辺のテレビ受信状況」の付属書類 である「アンテナ配置図」参照)